

# 京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等 事業補助金支給要項 【一般乗用旅客自動車運送事業者】

一般社団法人京都府タクシー協会（以下、「協会」という。）及び京都タクシー業務センター（以下、「センター」という。）は、燃料価格高騰に伴う国による激変緩和事業等によっても、依然として厳しい状況が続いているタクシー事業者に対し、事業の用に供する車両の数に応じて「京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金」（以下、「補助金」という。）を支給します。

※ この「補助金」は、燃料価格高騰により、経営に深刻な影響を受けているタクシー事業者が負担する燃料費の一部を支援することで、公共交通サービスの維持・確保を図ることを目的に、京都市が令和4年11月市会で予算措置した補正予算「地域公共交通における運行維持確保緊急対策事業」を財源としています。

こうした点を踏まえ、補助金を適切に活用するとともに、市民の暮らしを支える地域公共交通の担い手として、関係法令の遵守はもとより、安全な輸送の確保、利用者の利便性向上などに努めてください。

## <申請受付期間>

令和5年1月13日（金）から令和5年2月28日（火）まで

<p>支給対象者</p>	<p>京都市内に本社（個人事業者においては住所）又は営業所（以下「本社等」という）を置き、道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業を営む者</p>
<p>支給額</p>	<p>令和4年12月1日時点において、京都市内の本社等で一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両1両につき 10,000円/両 （「京都市中小企業等総合支援補助金」（申請受付期間：令和4年7月28日～10月31日 補助上限額：法人10万円、個人5万円）の交付を受けている場合（受ける予定の場合も含む）はその額を除く）</p>

## I 支給要件

次の全ての要件を満たす者に支給します。

- 1 道路運送法に基づく「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受け、京都市内に本社等及び事業の用に供する車両を有し、事業を営む者であること。
- 2 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者であること。
- 3 燃料価格高騰により、経営に深刻な影響を受けているタクシー事業者が負担する燃料費の一部を支援することで、公共交通サービスの維持・確保を図るという補助金の目的を理解し、燃料費の負担に対して適切に充当することで、今後も公共交通の担い手として事業を行う者であること。

## II 支給額

令和4年12月1日時点において、京都市内の本社等で事業の用に供する車両1両につき以下の金額を支給します。

一般乗用旅客自動車運送事業	10,000円/両
---------------	-----------

### ご注意ください！

- ・「京都市中小企業等総合支援補助金」（申請受付期間：令和4年7月28日～10月31日 補助上限額：法人10万円、個人5万円）の交付を受けている場合は、その額を除きます。
- ・「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」（申請受付期間：令和5年1月11日～3月10日 交付額：法人5万円、個人3万円）については、その額を除く必要はありません。

## III 手続等

### 1 支援金の申請等

#### <申請受付期間>

令和5年1月13日（金）から令和5年2月28日（火）まで

#### (1) 申請方法

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等を用いて、下記あて郵送してください。

【提出先】

<p>・一般タクシーのうち、協会<b>会員</b>の方</p>	
<p>・（一社）京都府タクシー協会 電話番号 075-691-6518</p>	<p>〒612-8418 京都市伏見区 竹田向代町 51-5 (京都自動車会館 2 階)</p>
<p>・一般タクシーのうち、協会<b>非会員</b>の方</p>	
<p>・京都タクシー業務センター 電話番号 075-672-1110</p>	<p>〒612-8418 京都市伏見区 竹田向代町 51-5 (京都自動車会館 2 階)</p>
<p>・個人タクシーのうち、以下の個人タクシー団体に所属の方</p>	
<p>・全京都個人タクシー共済協同組合 電話番号 075-694-5667</p>	<p>〒612-8585 京都市伏見区 竹田向代町 51-5 (京都自動車会館 4 階)</p>
<p>・協同組合京都個人タクシー協会 電話番号 075-661-2244</p>	<p>〒612-8418 京都市伏見区 竹田向代町 51-5 (京都自動車会館 3 階)</p>
<p>・京都市個人タクシー事業協同組合 電話番号 075-681-2224</p>	<p>〒601-8104 京都市南区 上鳥羽角田町 14 番地</p>
<p>・協同組合京都個人タクシー昌栄会 電話番号 075-672-3051</p>	<p>〒612-8418 京都市伏見区 竹田向代町 51-5 (京都自動車会館 4 階)</p>
<p>・個人タクシー互助協同組合 電話番号 075-693-5241</p>	<p>〒612-8585 京都市伏見区 竹田向代町 51-5 (京都自動車会館 6 階)</p>
<p>・協同組合個人タクシーみらい京都 電話番号 075-672-4828</p>	<p>〒612-8418 京都市伏見区 竹田向代町 51-5 (京都自動車会館 4 階)</p>
<p>・楽友個人タクシー協同組合 電話番号 075-661-3010</p>	<p>〒601-8114 京都市南区 上鳥羽南鉾立町 39 番地</p>
<p>・個人タクシー団体に所属していない方 ・福祉輸送限定事業者の方</p>	
<p>・京都タクシー業務センター 電話番号 075-672-1110</p>	<p>〒612-8418 京都市伏見区 竹田向代町 51-5 (京都自動車会館 2 階)</p>
<p>いずれも令和5年2月28日（火）までの消印有効</p>	

<郵送申請での提出に当たって>

レターパックライト又はレターパックプラスで投函される場合は、必ず「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話での問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等をご利用ください。

<注意事項>

申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請の受付を行います。

(2) 申請書類

別表に掲げる申請書類を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

振込先の口座は、個人事業主の場合は申請者ご本人名義の口座、法人の場合は当該法人の口座に限ります。

(3) 支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、支給を決定し、様式4により指定いただいた口座に支払います。申請者の金融機関口座への振込をもって支給決定の通知とします。

また、審査の結果、支給要件を満たさず、不支給の決定をしたときは、不支給に関する通知を郵送します。なお、この通知の再発行は行いません。

(別表) 申請書類一覧

①	申請書（様式1） 申請者に関する情報
②	申請書（様式2） 本社等に関する情報（法人及び福祉輸送限定事業者に限る。）
③	許可書（※）の写し（福祉輸送限定事業者に限る。） ※道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定事業）の許可書
④	誓約書（様式3）
⑤	支払口座振替依頼書（様式4） ※口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。
⑥	口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳の表紙裏など）
⑦	本人確認書類の写し 【法人】 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） 【個人】 運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ）※有効期間内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
⑧	「京都市中小企業等総合支援補助金」（申請受付期間：令和4年7月28日～10月31日 補助上限額：法人10万円、個人5万円）の交付決定通知書（交付決定通知がまだ届いていない場合は、交付申請書）

## IV その他

- 1 補助金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、協会又はセンターは補助金の支給決定を取り消します。この場合、支給した補助金を協会又はセンターに返還していただきます。  
また、偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、京都市及び京都府警察に情報提供の上、刑事告訴します。
- 2 補助金支給事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、協会又はセンターは、申請内容及び事業に関する検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 提出された申請書類一式は、京都市にも提供します。
- 4 本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を、直接又は京都市を通じて他の行政機関等に提供する場合があります。
- 5 他の行政機関等が実施する補助金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、直接又は京都市を通じて提供することがあります。
- 6 協会、センター又は京都市に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、直接又は京都市を通じて、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供することがあります。
- 7 協会及びセンターは、前2項に掲げる場合を除き、提出いただいた申請書類に記載された情報を、本補助金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
- 8 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、協会又はセンターが指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が補助金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
- 9 補助金の申請内容を確認するため、根拠書類について、後日、調査させていただく場合がありますので、5年間大切に保存しておいてください。

## V 申請手続きに関する問合せ先

- ・協会会員の方 一般社団法人京都府タクシー協会  
電話番号 075-691-6518 (月～金曜 9:00～17:00 土曜・日曜・祝日は休み)
- ・協会非会員の方 京都タクシー業務センター  
電話番号 075-672-1110 (月～金曜 9:00～17:00 土曜・日曜・祝日は休み)

# 支給要件確認フローチャート

道路運送法に基づく「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受けていますか。

いいえ

はい

京都市内に本社等及び事業の用に供する車両を有し、事業を営んでいますか。

いいえ

はい

「京都市中小企業等総合支援補助金」（申請受付期間：令和4年7月28日～10月31日 補助上限額：法人10万円、個人5万円）の交付を受けていますか。

いいえ

はい

「京都市中小企業等総合支援補助金」の交付額は、今回の補助金の申請額（車両数×10,000円）未満ですか。

いいえ

はい

補助金の申請ができます。

交付額を除いた額で、補助金の申請ができます。

補助金の申請はできません。

記入例

【全業種共通】様式 1

申請書（申請者に関する情報） 燃料価格高騰対策等事業補助金

（一社）京都府タクシー協会 会長 様  
 京都タクシー業務センター 代表幹事 様

（申請日）令和 5年 ●月 ●日

受付番号

※受付番号は記入しないでください。

申請者に関する情報	申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業者 <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業者 （福祉輸送限定事業者） ※いずれかにチェック		法人のうち	<input checked="" type="checkbox"/> 協会会員 <input type="checkbox"/> 協会非会員 ※いずれかにチェック		
	事業者証の整理番号	個人事業主のみ記載してください 08-		個人事業主のうち	<input type="checkbox"/> 全京都個人タクシー共済協同組合 <input type="checkbox"/> 協同組合京都個人タクシー協会 <input type="checkbox"/> 京都市個人タクシー事業協同組合 <input type="checkbox"/> 協同組合京都個人タクシー昌栄会 <input type="checkbox"/> 個人タクシー互助協同組合 <input type="checkbox"/> 協同組合個人タクシーみらい京都 <input type="checkbox"/> 楽友個人タクシー協同組合 <input type="checkbox"/> 無所属 ※いずれかにチェック		
	フリガナ	カブシキガイシャ ●●●●					
	【法人】法人名 【個人】屋号	株式会社 ●●●●					
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ●●●●					
	【法人】代表者 役職・氏名 【個人】氏名	代表取締役社長 ●●●●					
	法人代表者・個人事業主 生年月日	S:昭和	H:平成	35	年	2	月 1 日
	【法人】所在地	〒 ●●●●-●●●●	京都	都・道	府	●●	市・区・町・村
	【個人】自宅住所	●●町11-11 ●●ビル3階 ※番地や建物名まで記載してください。					
	電話番号	075-●●●●-●●●●	担当者名	●● ●●			
担当者電話番号	075-●●●●-▲▲▲▲	連絡先メールアドレス	aaa@aaaa.co.jp				
常時使用する従業員数(人)	30	人	資本金額(法人のみ)	10,000,000	円		
法人番号(法人のみ)	99999999999999						

申請する本社等の数	2	事業所
申請する車両の数※	30	両
「京都市中小企業等総合支援補助金」（申請受付期間：令和4年7月28日～10月31日 補助上限額：法人10万円、個人5万円）の交付額		100,000 円
申請金額（車両の数×10,000円－「京都市中小企業等総合支援補助金」交付額）※	200,000	円

※申請する車両の数及び申請金額は、申請する全ての本社等の合計を記載してください。



申請書（申請者に関する情報） 燃料価格高騰対策等事業補助金

（一社）京都府タクシー協会 会長 様  
 京都タクシー業務センター 代表幹事 様

（申請日）令和 年 月 日

受付番号	
------	--

※受付番号は記入しないでください。

申請者に関する情報	申請区分	<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業者 <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業者 （福祉輸送限定事業者） ※いずれかにチェック	法人のうち	<input type="checkbox"/> 協会会員 <input type="checkbox"/> 協会非会員 ※いずれかにチェック	
	事業者証の整理番号	個人事業主のみ記載してください 08-	個人事業主のうち	<input type="checkbox"/> 全京都個人タクシー共済協同組合 <input type="checkbox"/> 協同組合京都個人タクシー協会 <input type="checkbox"/> 京都市個人タクシー事業協同組合 <input type="checkbox"/> 協同組合京都個人タクシー昌栄会 <input type="checkbox"/> 個人タクシー互助協同組合 <input type="checkbox"/> 協同組合個人タクシーみらい京都 <input type="checkbox"/> 楽友個人タクシー協同組合 <input type="checkbox"/> 無所属 ※いずれかにチェック	
	フリガナ				
	【法人】法人名 【個人】屋号				
	フリガナ				
	【法人】代表者 役職・氏名 【個人】氏名				
	法人代表者 ・個人事業主 生年月日	S:昭和 H:平成	年	月	日
	【法人】所在地	〒	都・道・府・県	市・区・町・村	
	【個人】自宅住所	※番地や建物名まで記載してください。			
	電話番号	担当者名			
担当者 電話番号	連絡先 メールアドレス				
常時使用する 従業員数(人)	人	資本金額 (法人のみ)	円		
法人番号 (法人のみ)					

申請する本社等の数		事業所
申請する車両の数※		両
「京都市中小企業等総合支援補助金」（申請受付期間： 令和4年7月28日～10月31日 補助上限額：法人10 万円、個人5万円）の交付額		円
申請金額（車両の数×10,000円－「京都市中小企業等総合 支援補助金」交付額）※		円

※申請する車両の数及び申請金額は、申請する全ての本社等の合計を記載してください。



## 誓約書

私は、「京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金」を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。(☑をお願いします。)

## 記

- 支給要件を全て満たしています。
- 「京都市中小企業等総合支援補助金」(申請受付期間：令和4年7月28日～10月31日 補助上限額：法人10万円、個人5万円)の交付を受けている場合、交付額を除いて申請しています。
- 業種に係る営業に必要な許認可等を全て有しています。
- 補助金の支給決定後、支給要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないこと又は支給額が過大であったことが発覚した場合は、補助金を返還します。
- 提出した申請書類は、京都市に提供されることに同意します。
- 一般社団法人京都府タクシー協会(以下、協会という。)、京都タクシー業務センター(以下、センターという。)又は京都市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を直接又は京都市を通じて他の行政機関等に提供されることに同意します。
- 他の行政機関等が実施する補助金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、直接又は京都市を通じて提供されることに同意します。
- 協会、センター又は京都市に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。
- 協会、センター又は京都市に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。
- 本補助金の申請内容を確認するための調査に応じるとともに、京都市の調査に応じることができるよう、申請書類のほか根拠書類についても適切に保存します。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。
- タクシー事業における道路運送法等の関係法令を遵守します。

令和 年 月 日

(一社) 京都府タクシー協会 会長 様  
京都タクシー業務センター 代表幹事 様

法人所在地又は個人自宅住所

法人名(法人のみ)又は屋号(個人事業主のみ)

法人代表者職・氏名又は個人氏名  
又は個人氏名

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください(法人の場合は、代表者印の押印でも可)。

## 支払口座振替依頼書

令和 年 月 日

(一社) 京都府タクシー協会 会長 様  
 京都タクシー業務センター 代表幹事 様

京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金について、審査の結果、適正と認められ、支給を決定したときは、以下の口座にお支払いください。

## 【申請者】

法人所在地又は個人自宅住所

〒

法人名(法人のみ)又は屋号(個人事業主のみ)

法人代表者職・氏名又は個人氏名

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫		本店								
信用組合・農協		支店								
口座種別	口座番号(右詰で記入)						口座名義(カタカナ)			
1 普通・2 当座										

ゆうちょ銀行希望の場合	通帳記号								
	口座種別	1 普通・2 当座							
	通帳番号								
口座名義 (カタカナ)									

**注1) 振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。**

注2) 上記口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料(通帳の表紙裏(口座名義がカタカナで記載されているページ)など)の写しを添付してください。

注3) 口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。(屋号・店舗名の有無、スペースの有無、法人格の省略など、一部でも誤りがある場合は振込ができません)

【屋号が入る場合の例】 ○○運送 京都太郎 → ○○ウンソウ キョウトタロウ

【法人格の省略例】 株式会社○○産業 → カ) ○○サンギョウ

## ■よくある質問と回答

質問	回答
支給対象について	
京都市内の本社等に配置している車両が、京都ナンバー以外の場合は、支給対象になるか。	原則として支給対象外です。 道路運送車両法上、使用の本拠の位置に変更があったときは、15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならないこととされています。 使用の本拠の位置の変更後、15日以内であって、令和4年12月1日時点で変更登録の申請ができていなかった等、特段の事情がある場合は、(一社)京都府タクシー協会または京都タクシー業務センターにご相談ください。
令和4年12月1日時点においては、京都市内の本社等を使用の本拠としていたが、申請時点では京都市外の本社等を使用の本拠としている車両は、支給対象になるか。	支給対象です。 様式2には、登録番号を含め、令和4年12月1日時点の情報を記載してください。
令和4年12月1日時点においては、道路運送事業を営んでいたが、申請時点で廃業している場合、支給対象となるか。	対象となりません。
令和4年12月1日時点で、事業を休止していた場合は、支給対象となるか。	令和4年12月1日時点で事業を休止していた場合は、支給対象になりません。
一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定事業者）いわゆる介護タクシーの用に供している車両は、支給対象となるか。	支給対象です。
新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置（臨時休車）を受けた車両は、支給対象となるか。	対象となりません。
申請書類について	
様式2の「営業所ごとに配置する事業用車両の明細」の記載について、複数の営業所で使用している事業用車両は、どの営業所番号を記載すれば良いか。	車両の使用の本拠として運輸局に届け出た営業所を記載してください。 (事業用自動車等連絡書の「使用の本拠の位置」に記載される営業所をいいます。)

## ■よくある質問と回答

質問	回答
その他	
営業所又は車両の数が多く、様式2の行が足りない場合はどうすれば良いか。	様式2をコピーし、営業所ごとに作成してください。 対応が困難な場合は、(一社)京都府タクシー協会または京都タクシー業務センターへご相談ください。
許可書等が見当たらない場合はどうすればよいか。	認可書や支局等の受付印が入った届出書など、申請者が「一般乗用旅客自動車運送事業者」と確認できる書面を添付してください。
営業所ごとに申請することは可能か。	営業所ごとに申請することはできません。 事業者単位で申請してください。
車両のサイズ(大型・中型・小型等)や走行距離等によって、支給金額は変わるか。	変わりません。 本支給要項の「Ⅱ支給額」で定める金額を、事業の用に供する車両の数に応じて支給します。
国や京都府等が実施する支援金等との併給は可能か。	併給できます。
「京都市中小企業等総合支援補助金」(申請受付期間：令和4年7月28日～10月31日 補助上限額：法人10万円、個人5万円)の交付を受けている場合、併給は可能か。	併給できますが、「京都市中小企業等総合支援補助金」の交付額は除いて申請してください。 (6ページのプロフローチャートと7ページの記入例をご参照ください。)
「京都市中小企業等総合支援補助金」(申請受付期間：令和4年7月28日～10月31日 補助上限額：法人10万円、個人5万円)を申請中だが、交付決定を受けていない場合はどうすればよいか。	交付申請額で本補助金の申請をしてください。 (交付決定額に変更が生じた場合は、至急ご連絡ください。)
「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」(申請受付期間：令和5年1月11日～3月10日 交付額：法人5万円、個人3万円)の交付を受けている場合、併給は可能か。	併給できます。 (「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」の交付額を除いていただく必要はありません。)
なぜ「京都市中小企業等総合支援補助金」の場合は交付額を除く必要があるのか。	「京都市中小企業等総合支援補助金」は、市内の中小企業等の燃料費を含む事業継続に要する経費への補助金であり、本補助金と同様の目的であるため併給は可能とするものの、限られた財源のなか、「京都市中小企業等総合支援補助金」を受給している場合はその額を差し引くこととしています。

<p>令和4年12月1日時点では協会や個人タクシー団体に所属していた(所属していなかった)方が、申請時に会員・組合員でなくなった(会員・組合員となった)場合にはどちらに申請するのか。</p>	<p>申請時に協会や個人タクシー団体の会員・組合員でなくなった場合は、京都タクシー業務センターに申請してください。</p> <p>(申請時に会員になった場合は、一般社団法人京都府タクシー協会へ、申請時に組合員になった場合は、本支給要項3ページの「個人タクシーのうち、以下の個人タクシー団体に所属の方」に掲げる各提出先へ、申請してください。)</p>
---	--